

# **浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画**

**令和 8 年度～令和 12 年度**

**(素案)**

**北海道樺戸郡浦臼町**

# 目 次

|                                |       |    |
|--------------------------------|-------|----|
| <b>1 . 基本的な事項</b>              | ----- | 1  |
| ( 1 ) 浦臼町の概況                   | ----- | 1  |
| ( 2 ) 人口及び産業の推移と動向             | ----- | 3  |
| ( 3 ) 行財政の状況                   | ----- | 5  |
| ( 4 ) 地域の持続的発展の基本方針            | ----- | 8  |
| ( 5 ) 地域の持続的発展のための基本目標         | ----- | 9  |
| ( 6 ) 計画の達成状況の評価に関する事項         | ----- | 9  |
| ( 7 ) 計画期間                     | ----- | 9  |
| ( 8 ) 公共施設等総合管理計画との整合          | ----- | 9  |
| <b>2 . 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> | ----- | 10 |
| ( 1 ) 現況と問題点                   | ----- | 10 |
| ( 2 ) その対策                     | ----- | 11 |
| ( 3 ) 計 画                      | ----- | 12 |
| ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合         | ----- | 12 |
| <b>3 . 産業の振興</b>               | ----- | 13 |
| ( 1 ) 現況と問題点                   | ----- | 13 |
| ( 2 ) その対策                     | ----- | 17 |
| ( 3 ) 計 画                      | ----- | 17 |
| ( 4 ) 産業振興促進事項                 | ----- | 20 |
| ( 5 ) 公共施設等総合管理計画等との整合         | ----- | 20 |
| <b>4 . 地域における情報化</b>           | ----- | 21 |
| ( 1 ) 現況と問題点                   | ----- | 21 |
| ( 2 ) その対策                     | ----- | 21 |
| ( 3 ) 計 画                      | ----- | 22 |
| <b>5 . 交通施設の整備、交通手段の確保</b>     | ----- | 23 |
| ( 1 ) 現況と問題点                   | ----- | 23 |
| ( 2 ) その対策                     | ----- | 24 |
| ( 3 ) 計 画                      | ----- | 24 |
| ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合         | ----- | 26 |

|                                       |       |    |
|---------------------------------------|-------|----|
| <b>6 . 生活環境の整備</b>                    | ----- | 27 |
| ( 1 ) 現況と問題点                          | ----- | 27 |
| ( 2 ) その対策                            | ----- | 29 |
| ( 3 ) 計　画                             | ----- | 29 |
| ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合                | ----- | 30 |
| <b>7 . 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進</b> | ----- | 31 |
| ( 1 ) 現況と問題点                          | ----- | 31 |
| ( 2 ) その対策                            | ----- | 32 |
| ( 3 ) 計　画                             | ----- | 32 |
| ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合                | ----- | 34 |
| <b>8 . 医療の確保</b>                      | ----- | 35 |
| ( 1 ) 現況と問題点                          | ----- | 35 |
| ( 2 ) その対策                            | ----- | 35 |
| ( 3 ) 計　画                             | ----- | 36 |
| ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合                | ----- | 36 |
| <b>9 . 教育の振興</b>                      | ----- | 37 |
| ( 1 ) 現況と問題点                          | ----- | 37 |
| ( 2 ) その対策                            | ----- | 38 |
| ( 3 ) 計　画                             | ----- | 38 |
| ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合                | ----- | 40 |
| <b>10 . 集落の整備</b>                     | ----- | 41 |
| ( 1 ) 現況と問題点                          | ----- | 41 |
| ( 2 ) その対策                            | ----- | 41 |
| ( 3 ) 計　画                             | ----- | 41 |
| ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合                | ----- | 41 |
| <b>11 . 地域文化の振興等</b>                  | ----- | 42 |
| ( 1 ) 現況と問題点                          | ----- | 42 |
| ( 2 ) その対策                            | ----- | 42 |
| ( 3 ) 計　画                             | ----- | 42 |
| ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合                | ----- | 43 |

|                                       |       |    |
|---------------------------------------|-------|----|
| <b>1 2 . 再生可能エネルギーの利用の推進</b>          | ----- | 44 |
| ( 1 ) 現況と問題点                          | ----- | 44 |
| ( 2 ) その対策                            | ----- | 44 |
| <b>1 3 . その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>      | ----- | 45 |
| ( 1 ) 現況と問題点                          | ----- | 45 |
| ( 2 ) その対策                            | ----- | 45 |
| ( 3 ) 計画                              | ----- | 46 |
| ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合                | ----- | 47 |
| <b>事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分</b> | ----- | 48 |

## 1 . 基本的な事項

### ( 1 ) 浦臼町の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

浦臼町は、明治20年、樺戸集治監の囚人によって月形～晩生内間の道路を開削したことにより開拓の第一歩が始まり、明治32年に月形村（当時）より分村、昭和35年に町制が施行されて浦臼町となり、平成11年に開町100年の節目を迎えた。

本町は、北海道の中西部、空知管内のほぼ中央に位置し、総面積101.83km<sup>2</sup>となっている。地勢は概ね平坦で所々に高丘があるが、いくつもの川や沼が点在し地味肥沃で気候的には高温適雨で農耕に適している。冬期は雪が多く、平年降雪量は8m～9mに達する。

交通状況は、国道275号が南北に縦走し、石狩川の対岸奈井江町へは道道278号によって結ばれており、中空知広域圏の中心地・滝川市まで約20km、旭川市及び札幌市へはともに約65kmの距離にある。平成14年度に奈井江大橋、平成22年度に美浦大橋が完成したことにより利便性が向上した。一方で、昭和10年に開通されたJR札沼線が、令和2年4月17日の運行を最後に廃線（北海道医療大学駅 - 新十津川駅間）となり、85年の歴史に幕を閉じた。

基幹産業は、農業で稲作中心の純農村として発展してきた。昭和50年代からは、減反政策の影響もあり施設園芸作物など多様化が進み、花き、メロン、そばなど質・量ともに安定した産地として市場での評価も高まっている。また、内陸的気候を利用して、昭和49年から始まった加工用（ワイン用）ブドウづくりも順調に進み、国内有数の栽培面積となっている。平成15年には農産物処理加工施設「恵彩館」が完成、ミニトマトジュースなど付加価値をつけた新たな農業の取り組みを始めた。

なだらかな丘陵地帯に広がり、自然資源に恵まれた本町は昭和48年「自然休養村」の指定を受け、観光レクリエーション施設の整備に着手し、平成6年から平成11年の間に「シンボリックパークつるぬま整備事業」・「フレッシュアップ鶴沼事業」と鶴沼公園の一大整備を実施した。平成11年には「道の駅つるぬま」がオープン。鶴沼公園と一体的な整備に力をいれることにより、豊かな自然環境を活かした観光の拠点づくりに取り組んでいる。

本町ならではの特性・資源を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、令和7年に第5次浦臼町総合振興計画を策定し、「志と覚悟をもって挑戦し、未来を拓く」をまちづくりのキーワードとし、浦臼町を将来世代につなげていくため持続的な地域社

会の構築、魅力ある地域づくり、住民参加型社会の実現に向けた様々な施策を推進している。一方で、少子高齢化・人口減少の進行はなお深刻であり、全国的に大規模災害リスクの高まりや長期化する感染症対策といった社会情勢の変化にも対応が求められている。

#### イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和30年国勢調査の7,151人をピークに減少を続け、昭和55年には3,654人、その後も減少傾向は続き、令和2年には1,732人となり、過疎化に歯止めがかからない状況が続いている。

これは、昭和32年から始まった石狩川治水事業に伴う耕地買収による離農、転出が大きな要因となっているが、厳しい農業情勢下による農業就業人口の減少、さらには地元に働く場所がない等の理由により、若者の町外への流出と少子化傾向による出生率の低下等の影響も大きく、今後もこの傾向は続くものと思われる。

「第3期浦臼町人口ビジョン」の推計によると令和12年には1,339人となつてあり、今後も減少していくものと予測されている。

このような状況下において、本町の振興に向けては総合振興計画など各種計画と本計画との整合性を図りながら施策を展開していく。

#### ウ 地域経済の現状と今後の動向

稲作を中心とした農業を基幹産業とする本町は、その発展により今日まで町の経済基盤を支えてきた。しかしながら、昭和45年当時、総世帯数の50%、全就業人口の60%を農業従事者で占めていたが、平成22年度には、農家世帯数210戸（同22.2%）、農家人口が576人（同37.7%）、令和6年度には、農家世帯数130戸、農家人口も減少の一途をたどっている。

これは、農業の機械化による省力化や経営の大規模化による影響もあるものの、過去の減反政策や農産物の輸入自由化の流れの中での食糧自給率の低下など農業を取り巻く環境の変化や悪化による離農・廃業農家が増えており、担い手不足が大きな課題となっている。このような状況に対応するために、多様な農業振興施策の推進を図り、新規就農者等の担い手の育成・確保を進めるとともに、低コスト化につながる生産技術の導入やスマート農業の促進、ニンニク等の高収益作物の推進、生産基盤の整備、農業経営の法人化について計画的に推進していく。

平成10年には浦臼町、下徳富、新十津川町の3つの農協が合併、ピンネ農業協同

組合が設立。平成11年には、米の一括集中管理施設「米穀乾燥調製貯蔵等施設浦臼ライスターミナル」が建設され、農業の体質強化と自立促進に向けた取り組みの大きな拠点としての役割を果たしている。

令和元年には浦臼町ジビエ処理加工センターを建設。野生鳥獣による農業被害を低減するとともに、捕獲したエゾシカを食肉加工し、「ジビエ」として有効活用することで地域の所得向上と活性化を推進していく新たな事業を開始した。

2次・3次産業を含めた産業全般では、経済不況の長期化による個人消費の伸び悩みが続き、既存企業の整理合理化に伴う工場閉鎖による雇用環境の悪化から、依然として過疎化の進行に歯止めがかからない状況にある。

本町は、中空知広域市町村圏の西端に位置し、滝川市・砂川市を中心とした生活経済圏に属している。モータリゼーションの進展により生活圏が拡がり、消費者の購買力も町外へ流出している現状にある。この圏域での本町は、農業地帯として食糧供給基地の位置づけにあり、圏域全体をみても主要な石炭産業の衰退、農業情勢の激変などにより人口流出が極端に進み、経済活動も停滞傾向にある。

今後は、基幹産業である農業の振興発展はもとより、新たな取り組みとして農業の第6次産業化や豊かな自然が存在する地理的特性をさらに活用し、自然志向の都市住民をターゲットとした観光拠点づくりや定住促進に資する施策、高齢者等交通弱者に配慮した生活交通の維持・整備などが地域の活性化・持続的発展に向けた取り組みとして求められている。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による人口は昭和30年の7,151人をピークに、減少を続け、令和2年で1,732人となり、昭和30年から令和2年までの65年間の減少率は75.8%となっている。高齢化・少子化等から今後も人口減少は進むと見込まれる。

年齢階層別では、15歳未満の年少人口は173人(10.0%)、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は782人(45.1%)、65歳以上の高齢者人口は777人(44.9%)となっており、人口減少による過疎化とともに少子高齢化が進行している。

次に、産業別就業人口の推移についてみてみると、第1次産業人口が平成12年44.4%、平成17年46.8%、平成27年51.1%、令和2年48.0%、第2次産業人口が平成12年18.7%、平成17年13.5%、平成27年9.9%、令和2年10.7%、第3次産業人口が平成12年36.9%、平成17年39.6%、平成27年37.6%、令和2年41.3%となっており、農業を主体とする産

業構造となっている。

本町は從来から農業を基幹産業としてきたが、少子高齢化、人口減少、離農・廃業農家の増加等に伴い、農業担い手が減少傾向にある。その結果、第1次産業従事者の割合が縮小し、総就業人口全体に占める比率が低下。一方で、第2次産業、第3次産業は一定の雇用が維持され、従事者数が大きく減少していないため、統計上は微増しているものと見込まれる。

これらの原因としては、離農・廃業等による後継者不足、移住・定住促進対策や少子高齢化対策の立ち遅れ等が要因になっていると思われる。

いずれにしても、本町の人口減少は農業環境の変化と雇用環境の脆弱さに起因しており、今後とも、この状況の好転の兆しそうみえない現状において、人口の減少傾向は続くものと推定される。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

|                   | 昭和55年   | 平成2年    |          | 平成17年   |          | 平成27年   |          | 令和2年    |          |
|-------------------|---------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|
|                   | 実数<br>人 | 実数<br>人 | 増減率<br>% | 実数<br>人 | 増減率<br>% | 実数<br>人 | 増減率<br>% | 実数<br>人 | 増減率<br>% |
| 総数                | 3,654   | 3,058   | -16.3%   | 2,417   | -21.0%   | 1,985   | -17.9%   | 1,732   | -12.7%   |
| 0歳～14歳            | 709     | 541     | -23.7%   | 259     | -52.1%   | 197     | -23.9%   | 173     | -12.2%   |
| 15歳～64歳           | 2,465   | 1,906   | -22.7%   | 1,345   | -29.4%   | 1,019   | -24.2%   | 782     | -23.3%   |
| うち、<br>15歳～29歳(a) | 665     | 368     | -44.7%   | 283     | -23.1%   | 175     | -38.2%   | 137     | -21.7%   |
| 65歳以上(b)          | 480     | 611     | 27.3%    | 813     | 33.1%    | 769     | -5.4%    | 777     | 1.0%     |
| (a)/総数<br>若年者比率   | 18.2%   | 12.0%   | -        | 11.7%   | -        | 8.8%    | -        | 7.9%    | -        |
| (b)/総数<br>高齢者比率   | 13.1%   | 20.0%   | -        | 33.6%   | -        | 38.7%   | -        | 44.9%   | -        |

表1-1(2) 人口の見通し

(単位：人)

|     | 令和2年  | 令和7年  | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予測値 | 1,732 | 1,519 | 1,339 | 1,172 | 1,026 |
| 目標値 | 1,732 | 1,584 | 1,465 | 1,357 | 1,259 |
|     | 令和27年 | 令和32年 | 令和37年 | 令和42年 |       |
| 予測値 | 896   | 779   | 680   | 589   |       |
| 目標値 | 1,172 | 1,094 | 1,032 | 976   |       |

資料 第3期浦臼町人口ビジョン

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政の状況

行政組織については、地方分権・地方創生社会の到来と、厳しい財政状況にありながら、地域主権改革、社会保障制度改革など多種多様化する事務事業を限られた人員と財源でより効率的で円滑な行政サービスの提供が求められており、さらなる職員の資質向上や行財政改革の推進に取り組むことにより行政運営の適正化を期する必要がある。また、住民参加型のまちづくりに対応すべく、一般住民から公募した福祉の町づくり委員会、総合開発審議会など開発事業各種計画等に関する諮問機関を設けている。

令和7年4月現在、5課（1室）15係のほか、議会、教育委員会、農業委員会の3局と選挙管理委員会、公平委員会（共同設置）、監査委員の3局を設置し、職員59名（令和7年4月1日現在）を配して多様化、複雑化する行政需要に対処している。

広域行政については、中空知広域市町村圏組合の5市5町の構成市町として各種広域事業に取り組んでいるほか、砂川地区保健衛生組合、砂川地区広域消防組合、西空知広域水道企業団、空知教育センター組合、石狩川流域下水道組合にそれぞれ加入し、一部事務組合において各種事業を推進している。平成26年には生活機能の確保・充実に向けた連携を強化するため、中空知定住自立圏構想ビジョン協定を締結している。

また、介護保険事務等を広域で処理する空知中部広域連合、廃棄物処理を広域で実施する中・北空知廃棄物処理広域連合、75歳以上の医療保険制度の運営を行う北海道後期高齢者医療広域連合に加入し、事務事業の広域化と効率化を図っている。

## イ 財政の状況

本町の財政状況は、財政状況の健全度を表す各種指標（表1-2(1)参照）が示すとおり、厳しい財政状況下にあることは変わりない状況である。

このような状況から、財政推計や財政健全化指標の推移を勘案し、限られた財源で普通建設事業の的確な選択と重点化に努めている。また、定員管理適正化計画や総合振興計画に基づく人件費等経常経費の徹底的な見直しと抑制など不断の行財政改革により、地方自治体をとりまく厳しい状況を開拓し、持続可能な行政の確立と財政の健全化のため継続して取り組んでいく必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況 (単位:千円)

| 区分             | 平成22年度    | 平成27年度    | 令和2年度     |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A         | 2,869,857 | 3,947,351 | 4,143,477 |
| 一般財源           | 1,955,769 | 2,016,871 | 1,820,720 |
| 国庫支出金          | 263,040   | 249,312   | 613,836   |
| 都道府県支出金        | 95,892    | 223,448   | 263,234   |
| 地方債            | 252,773   | 377,156   | 540,641   |
| うち過疎対策事業債      | 112,300   | 192,480   | 125,500   |
| その他の           | 302,383   | 1,080,564 | 905,046   |
| 歳出総額 B         | 2,796,485 | 3,791,448 | 3,837,999 |
| 義務的経費          | 1,259,739 | 1,181,347 | 1,041,869 |
| 投資的経費          | 495,213   | 882,533   | 1,117,148 |
| うち普通建設事業       | 456,448   | 877,402   | 1,116,211 |
| その他の           | 1,041,533 | 1,727,568 | 1,678,982 |
| 過疎対策事業費        | 206,615   | 335,710   | 1,381,871 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 73,372    | 155,903   | 305,478   |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D  | 30,817    | 74,813    | 142,014   |
| 実質収支 C-D       | 42,555    | 81,090    | 163,464   |
| 財政力指数          | 0.2       | 0.2       | 0.2       |
| 公債費負担比率        | 26.5      | 24.7      | 18.0      |
| 実質公債費比率        | 18.7      | 11.1      | -2.1      |
| 起債制限比率         | -         | -         | -         |
| 経常收支比率         | 78.2      | 76.0      | 72.9      |
| 将来負担比率         | 52.8      | -48.5     | -52.1     |
| 地方債現在高         | 4,606,050 | 3,614,705 | 3,985,763 |

表1 - 2 ( 2 ) 主要公共施設等の整備状況

| 区分                       | 昭和55<br>年度末 | 平成2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和2<br>年度末 |
|--------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村道                     |             |            |             |             |            |
| 改良率 (%)                  | 30.9        | 38.7       | 53.0        | 55.8        | 58.0       |
| 舗装率 (%)                  | 14.6        | 22.4       | 29.8        | 33.3        | 34.9       |
| 農道                       |             |            |             |             |            |
| 延長 (m)                   | -           | -          | 24,354      | 24,354      | 24,354     |
| 耕地1ha当たり農道延長(m)          | 3.5         | 0.39       | 8.94        | 8.72        | -          |
| 林道                       |             |            |             |             |            |
| 延長 (m)                   | -           | -          | 6,017       | 6,017       | 6,017      |
| 林野1ha当たり林道延長(m)          | 2.8         | 1.4        | 1.2         | 1.2         | -          |
| 水道普及率 (%)                | 14.5        | 35.3       | 36.1        | 90.0        | 93.0       |
| 水洗化率 (%)                 | -           | -          | -           | 81.0        | 85.0       |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数(床) | 5.1         | 6.0        | -           | -           | -          |

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

### ア 過疎の現況と成果

本町は、稻作を中心に馬鈴薯、豆類等の畑作や畜産を基盤とした農業を展開してきたが、近年の農業を取り巻く厳しい環境と農政の不透明さにより農業の魅力が薄れ、若者の農業離れが進み後継者のいない高齢化した農家形態になっている。それに伴い経済的基盤の活力低下は他の産業にも波及し、雇用環境を悪化させ若者などの町外流出が増え、一方では高齢者の増加と少子化による子どもたちの減少と人口構成のアンバランスから、集落機能の低下など農村社会の悪循環の流れによる典型的な過疎のまちとなっているのが現状である。

これらの課題に対応するための過疎対策事業として、農業の効率化・複合化の推進、若者の定住を促す住宅建設や上下水道事業の推進、生活環境の整備や高齢化社会に対応した福祉事業の整備、地域包括支援センターや子育て世代包括支援センターの設置、GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備やICT教育を推進し、一定の成果を挙げ今日に至っている。

人口減少と高齢社会による過疎化が進行する中にあって、若者の町外への流出抑制や現役世代の子育て支援を目的として、保育料や医療費無料化などの事業を展開しており、「浦臼町子ども・子育て支援事業計画」等に基づいた事業を推進し、次世代育成支援を図っている。

また地域に住む人々の多くを占める高齢者に対しては、在宅における医療や介護の充実・生活支援、町内外に係る生活交通の確保などへの取り組みが課題としてあげられる。さらに、豊かな自然環境が現存する本町の地理的特性を活かし、鶴沼公園や道の駅つるぬまを拠点とした観光の振興・情報発信を図ることにより、自然志向の都市からの観光客等の関係人口を増やすことは、地域の活性化にもつながる取り組みの1つとして考えている。

### イ 今後の取り組み

人口減少・流出、高齢化の進行により、地域の担い手不足や活力低下が深刻化するとともに、物価高騰の長期化が町民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている中ではあるがこれらの課題解決に向け「北海道過疎地域持続的発展方針」や「第5次浦臼町総合振興計画」などの上位計画に基づき、安全・安心な暮らしの確保と持続可能な地域づくりを進めていく。

## ( 5 ) 地域の持続的発展のための基本目標

人口目標値…令和12年度 1,465人

- ・第3期浦臼町人口ビジョン（令和6年度策定）に基づき、令和12年度の人口目標値を1,465人とする。
- ・第3期浦臼町総合戦略に基づき、令和11年度までの移住者増加目標値を16人とする。

## ( 6 ) 計画の達成状況の評価に関する事項

評価の時期、手法…原則として住民組織等への報告により行う。

## ( 7 ) 計画期間

計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

## ( 8 ) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画は、浦臼町総合振興計画を含めた町の関連計画との整合を図るとともに横断的に施設面における基本的な取り組みの方向性を示している。

建築後40年経過している施設が全体の約40%となっており、今後は維持更新費が増大していくものと見込まれ、計画的かつ効率的に対応していくことが課題となっている。

過疎地域持続的発展市町村計画においても、公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、町民生活や地域の経済活動の基盤となるインフラ資産等の公共施設の長寿命化を推進していくとともに、施設の集約化や廃止等を行い保有総量の維持・縮減に取り組んでいく。

【基本方針1】 総量資産の適正化

【基本方針2】 長寿命化の推進

【基本方針3】 民間活力の導入

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

人口構成の変化と働き方の多様化が進み、テレワークの普及等により場所を問わず暮らす選択肢が広がり、地方への移住に対する関心がより一層高まっている。

本町ではそういった移住希望者の相談に対応するワンストップ窓口を設けるとともに、オンライン情報提供の充実、新築・中古住宅の購入及び住宅リフォームへの助成、空き地・空き家バンクの運用を通じた定住支援を実施している。

しかしながら、人口減少・過疎化はなお深刻であり、将来を見据えた地域力の維持・強化には、今後とも本町の特色である豊かな自然環境や美しい景観のPRを継続するとともに、分譲地の新設や空き家・空き地の有効活用、インフラ整備などによる生活環境の改善、ICTを活用した行政手続きの簡素化、住宅取得・リフォーム等の支援を一層推進する必要がある。こうした取り組みを通じて、移住・定住の推進と生活の質を高め、地域の持続可能性を確保する必要がある。

#### イ 地域間交流の促進

近年、ライフスタイルの多様化、自然志向や田舎志向の高まりを背景に都市部の人々が「いやし」を求め、地域での体験型交流へ参加する動きが一層活発化している。

本町でも、都市部を中心とした中高校生を対象に農業体験学習「ファームステイ」を受け入れ、地域の農業や暮らしの魅力を伝える機会を提供している。

しかし、人口減少と高齢化の進行により受入農家数は年々減少傾向にあり、農家にかかる負担が増加している。

今後は、交流の窓口となる組織への支援や受入態勢の整備、さらには、都市部への情報発信の充実により地域間交流の推進を図ることが必要である。

また、本町は平成11年に記念すべき開町100年を迎え、これを期に開拓のため多くの人々が入植している高知県本山町と友好交流町の調印を行い交流を始め、開町120年を迎えた令和元年度には、浦臼中学校と高知県本山町立嶺北中学校が姉妹校の調印を交わし、更なる交流の充実を図った。

平成21年度からは、お互いの町の特産品をイベントなどで展示即売するなど、人的・物的交流の基盤を築いてきた。

なお、中学生同士の交流は継続されており、平成26年度から修学旅行で本山町訪問を通じた交流教育も地域の学びとして定着している。

今後は、こうした取り組みの継続性と有効性を高め、町民が他地域の人々や文化にふれる機会を創出するだけでなく、交流人口・関係人口の拡大を図り、地域活性化と人材育成につながる道を整えていく必要がある。

#### ウ 人材育成

全国的にデジタル化の進展や人口動態の変化により地域コミュニティのつながりが希薄化している。本町においても、少子高齢化の進行と人口減少が続く中で、地域を支える人材の育成と、地域間・世代間の連携を強化する仕組みが喫緊の課題となっている。明確な方向性を示し、様々な団体を結ぶ連携の核となるリーダーを育成・配置することが、持続的な基盤づくりの鍵である。

このため、町民主体のまちづくりを支援する助成の継続と公共施設の有効活用を検討するほか、デジタル人材の育成、女性・若者・シニアの参画促進、外国人材の受け入れ等を含む総合的な人材育成プログラムを拡充し、地域課題の解決力を高めていく。

#### (2) その対策

移住相談体制の強化。

住宅取得、リフォーム等への支援の継続。

浦臼町農業体験受入協議会と連携した、受入体制の整備促進。

友好交流町訪問事業推進（助成）。

定年退職者をはじめ、地域の優れた人材の発掘や育成及び、リーダーの育成。

### (3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分             | 事業名<br>(施設名)                      | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------------------|-----------------------------------|--|----------|----|
| 1 移住・定住・地域間<br>交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特<br>別事業<br><br>移住・定住 | 住宅リフォーム等補助事業<br><br>基金積立<br><br>空き家等に対する除却工事費を補助し、安心<br>かつ安全な生活環境を確保するとともに、新<br>築やリフォーム等工事費を補助し、快適な住<br>宅環境の整備を促進して人口流出を抑制す<br>る。また、町内企業への新たな経済効果も生<br>み出し、本町の持続敵発展に資する。 | 町        |    |
|                           |                                   | 住宅取得助成事業<br><br>将来にわたり町内に生活基盤を置くための施<br>策を実施することにより移住及び定住を促進<br>し、地域の活性化を図る。   | 町        |    |
|                           | 地域間交流                             | 友好交流町交流事業<br><br>(高知県本山町)<br><br>高知県本山町と交流の促進と産業や教育を通<br>じた情報交換を目的として中学生・一般町民<br>を対象とした人的な相互交流の実施に助成金<br>を支給する。異なる風土や文化に触れ、相互<br>のまちづくりの一助となり、それぞれの地域<br>活性化・発展に資する。     | 町        |    |
|                           | (5)その他                            | 民間賃貸住宅等建設補助事業  | 町        |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、浦臼町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りな  
がら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

### 3 . 産業の振興

#### ( 1 ) 現況と問題点

##### ア 農 業

本町は、石狩川沿いから樺戸連山にかけて比較的穏やかな丘陵地帯に開けており、先人たちが開墾した肥沃で広大な農地を活用し、稲作を中心とした農業のまちとして発展してきた。

農業の経営形態は、水稻生産を軸に麦・大豆・そば・にんにく等の畑作、メロン・ミニトマト・花き等の施設園芸、畜産等を組み合わせた複合経営が中心となっている。

また、本町ではワイン用ブドウの生産が行われ、全国有数の作付面積を誇り、これを生かしたワインやジュースなども特産品となっている。

令和元年には浦臼町ジビエ処理加工センターを建設。野生鳥獣による農業被害を低減し、中山間地域の不耕作地の発生を抑制するとともに、捕獲したエゾシカを食肉加工し、「ジビエ」として有効活用することで、持続可能な農業を推進している。

これまで、基幹産業である農業振興に多様な施策を推進してきたが、本町の現状は依然と厳しく、高齢化による農家人口の減少や担い手不足に伴う耕作放棄地の発生の懸念、新たな担い手の確保・育成など解決すべき課題が山積みしている。

このような状況に対応するため、農業施策の推進と併せ農業生産基盤の整備、ブランド力の強化などを継続し、持続可能で生産性が高い農業を展開する必要がある。

このため、新規就農者等の担い手の育成・確保を進めるとともに、生産現場への着実なスマート農業技術の導入と普及拡大を図り、新たな生産方式の導入による生産性向上や、スマート農業技術の活用、生産基盤の整備、農畜産物のブランド化、農産加工品の開発・製造体制、地産地消を一層推進する必要がある。

### 農家数・農家人口の推移

| 年度  | 農 家 数      |            |             |             | 農 家<br>人 口<br>(人) |
|-----|------------|------------|-------------|-------------|-------------------|
|     | 総 数<br>(戸) | 専 業<br>(戸) | 1種兼業<br>(戸) | 2種兼業<br>(戸) |                   |
| S55 | 505        | 176        | 232         | 97          | 2,211             |
| S60 | 469        | 152        | 225         | 92          | 1,980             |
| H2  | 407        | 123        | 222         | 62          | 1,636             |
| H7  | 360        | 132        | 166         | 62          | 1,390             |
| H12 | 270        | 101        | 136         | 33          | 1,142             |
| H17 | 236        | 106        | 106         | 24          | 911               |
| H22 | 199        | 109        | 72          | 18          | 705               |
| H27 | 179        | 132        | 34          | 13          | 409               |
| R2  | 166        | -          | -           | -           | 459               |

### 経営耕地面積の推移

| 年度  | 経 営 耕 地 面 積 |           |           |             | 農家1戸当たり<br>経営耕地面積<br>(ha) | 農家戸数<br>(戸) |
|-----|-------------|-----------|-----------|-------------|---------------------------|-------------|
|     | 総 数<br>(ha) | 田<br>(ha) | 畠<br>(ha) | 樹園地<br>(ha) |                           |             |
| S55 | 2,949.13    | 2,544.07  | 405.03    | 0.03        | 5.84                      | 505         |
| S60 | 2,903.21    | 2,555.37  | 347.69    | 0.15        | 6.19                      | 469         |
| H2  | 2,892.95    | 2,469.58  | 422.37    | 1.00        | 7.11                      | 407         |
| H7  | 2,874.63    | 2,462.50  | 398.82    | 13.31       | 7.99                      | 360         |
| H12 | 2,738.58    | 2,353.13  | 373.33    | 12.12       | 10.14                     | 270         |
| H17 | 2,674.00    | 2,297.86  | 368.14    | 8.00        | 11.33                     | 236         |
| H22 | 2,793.00    | 2,341.00  | 446.00    | 6.00        | 14.04                     | 199         |
| H27 | 2,628.00    | 2,236.00  | 385.00    | 7.00        | 14.68                     | 179         |
| R2  | 2,786.00    | 2,080.00  | 587.00    | 119.00      | 17.41                     | 160         |

資料 農林業センサス

## イ 林 業

本町の森林面積は4,884haで、総面積の48.0%を占めており、この恵まれた資源を背景とした林業は、基幹産業である農業とともに本町の発展に大きな役割を果たしてきた。本町においてもこれまで、計画的な町有林の造林や林道・作業路等の路網整備と併せて、育成・保育といった維持管理に努めてきた。

しかし、国内外の木材市場の変動や輸入材の増加、木材価格の低迷などにより森林所有者の林業に対する関心が低下し、林業従事者の減少と高齢化等とも相まって管理・育成事業が停滞しており、森林機能の総体的な低下が懸念される。

このため、今後は関係機関・団体と連携し、適正な森林資源の育成・保全を図り、森林の持つ多面的機能を發揮させるとともに、豊かな森林資源を将来へ引き継ぐ必要がある。

この目指すべき森林資源の姿を実現するためには、町有林・民有林ともに計画的な間伐保育事業や管理育成事業の展開等により、優良木材の生産に向けた取り組みを強化するとともに、林道や作業路といった路網の整備及び維持管理を適切に実施し、停滞している森林経営に対する関心を再度、高揚させていく必要がある。

また、この豊かな森林などの自然環境が存在するゆえに、エゾシカやキツネ等の在来野生動物が私たちと共に存しているほか、特定外来生物であるアライグマ等も多く生息しており、農作物や森林への食害といった農林業被害問題も深刻化している側面もあることから、ジビエ処理加工センターの活用をはじめとした有害鳥獣対策の展開が必要となっている。

将来世代に対する森林づくりや木材利用に対する理解を深める事業の一環として緑の少年団活動等を行うとともに、森林経営計画への加入を促進し、適切な森林管理のもと地域の特性に応じた森林の整備・保全を進め、森林資源の循環利用やゼロカーボンの実現に貢献し、持続的で健全な林業の振興を図る。

## ウ 商工業

本町では、これまで小売業を中心とする購買ニーズに応えてきたが、車社会の進展や大型店の進出、オンライン購買の拡大、消費者ニーズの多様化、高度化により購買力の流出が加速している。また、高齢化や後継者不足と相まって地域の暮らしを支える商店の維持が課題となっている。

町民と事業者が協働してにぎわいの創出や商店周辺の景観と回遊性を高め、また、商工会の育成・強化を核とし、商店個々の経営安定とサービスの向上、デジタル化対応力の向上、地域資源を活用し商店街の魅力づくりを促進していく必要がある。

一方、工業は地域の活力と雇用の場を直結させる重要な産業だが、最新の産業動向では製造業の事業所数が減少傾向にあり、従業者規模の縮小も見られる。

これまで培ってきた企業育成の取り組みは一定の効果を挙げているものの、引き続き事業者に対する経営安定に向けた取組や、新たな特産品の開発・既存資源のブランド化の推進、新産業の創出、起業家の誘致・定着に向けた取組を地域の有識者と連携して支援する必要がある。

本町においても、産業を取り巻く情勢は依然として厳しいが、雇用機会の不足は一定の改善余地を残しており、町外就業を求める住民の動きを抑制するためにも広域的連携と関係機関の協力と連携のもと、安定した雇用の確保と多様な職域の創出を進めることが喫緊の課題である。

加えて、飲食業を含むサービス産業の維持と事業継続を両立させる施策を積極的に展開するとともに新規参入事業者の支援施策も展開する。

## 工 観 光

本町は、美しく豊かな自然に包まれた農村地域であり、道の駅つるぬま、浦臼温泉、鶴沼公園キャンプ場などのアウトドアクリエーション施設、うらうす夏の味覚まつり等のイベント開催等、魅力ある観光・交流資源を有している。

しかし、来訪者は日帰りがほとんどを占めているほか、観光・交流資源については、観光客が繰り返し訪れたいと思える観光基盤が必ずしも十分とは言えない状況にある。

近年は、休暇取得促進や大規模感染症の感染リスク低減等により観光需要が回復基調にある。観光客のニーズ等を的確に捉え魅力ある観光地づくりとプロモーションを一体的かつ戦略的に展開するなど、観光の高付加価値化を進めるとともに、観光産業関連における人材の確保・育成、観光DXの推進、観光客の移動の利便性向上など受け入れ体制を図る必要がある。

また、老朽化が進む道の駅つるぬまや自然休養村センター、鶴沼公園キャンプ場の整備をはじめ、地場産の優れた味覚を有する農畜産品の積極的なPRや地場産品を使用した食事の提供、土産品となるリーズナブルな価格の農畜産物加工品の開発・販売促進など、既存観光・交流施設の整備充実、ネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしを行い、高度化・多様化する観光ニーズやSDGs、脱炭素といった持続可能な観光への志向の変化、地域の特性を生かした観光地の形成を進めていく必要がある。

## オ 広域連携

本町は中空知5市5町と中空知定住自立圏形成協定を締結し「中空知定住自立圏共生ビジョン（計画）」を策定している。ビジョン（計画）の中では、各市町の鳥獣被害防止対策、地域資源を活用した農商工・観光振興、雇用・就業対策などについて協議しており、各市町が連携して課題解決に向けて取り組んでいる。

### (2) その対策

- 土地改良事業を推進し、農業生産基盤の強化を図る。
- 新規就農者等の多様な担い手の育成・確保。
- 省力化や低コスト化につながる生産技術の導入やスマート農業の促進。
- 商工会等と連携した商業活性化と事業者への支援。
- 観光拠点の整備と観光事業の推進。

### (3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容                             | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------------|----------------------------------|----------|----|
| 2 産業の振興       | (3)経営近代化施設<br>農業   | 取入口揚水機場整備事業                      | 町        |    |
|               |                    | 米穀乾燥調整貯蔵等施設改修事業                  | 町        |    |
|               | (4)地場産業の振興<br>加工施設 | 農産物加工研究センター建設事業                  | 町        |    |
|               |                    | 農産物処理加工施設給水設備更新事業                | 町        |    |
|               |                    | 農産物処理加工施設大規模改修事業                 | 町        |    |
|               | (9)観光またはレクリエーション   | 観光・交流拠点施設改修事業                    | 町        |    |
|               |                    | 観光・交流拠点施設整備事業                    | 町        |    |
|               |                    | 観光施設LED化<br>(道の駅・休養村・鶴沼公園・いこいの森) | 町        |    |

|         |                            |  |   |  |
|---------|----------------------------|--|---|--|
| 2 産業の振興 | (10)過疎地域持続的発展特別事業<br>第1次産業 | 畜産振興資金利子補給費補助事業<br><br>畜産振興資金の利子分を補助することにより、畜産業の近代化・大規模化を図り、担い手対策及び農業の振興に寄与する。   | 町 |  |
|         |                            | 農業経営基盤強化資金利子補給事業<br><br>農業経営基盤強化資金の利子分を補助することにより、認定農業者の経営安定と近代化を図るとともに担い手の確保・農業活性化に資する。  | 町 |  |
|         |                            | 農業活性化支援事業<br><br>次代を担う農業経営者が行うスマート農業に要する経費や、新規就農者に対する補助を行うことにより、担い手の確保・農業活性化に資する。  | 町 |  |
|         |                            | 水稻直播栽培技術普及事業<br><br>町内における主要作物である水稻について、直播栽培技術の導入を補助し、省力化・低コスト化を図ることで、休耕田等の有効活用に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。                          | 町 |  |
|         |                            | 営農対策協議会活動事業<br><br>人口減少や高齢化により、農業の担い手不足が深刻化しており、地域組織である営農対策協議会において、6次産業化や、スマート農業の導入、新規就農者や農業後継者の育成を行ふことで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。     | 町 |  |
|         |                            | にんにく産地化支援事業<br><br>基幹産業である農業において、将来にわたって持続可能な農業への取組として、新たな町主要作物であるにんにくの作付に補助を行うことで、新規特産品の開発を始め、農業振興及び活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 | 町 |  |
|         |                            | 地域資源プランディング事業<br><br>本町の農畜産物・観光資源など様々な資源を掘り起こしブランド化を支援することにより、基幹産業である農業において稼ぐ力を高め将来にわたって持続可能な農業が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。          | 町 |  |

|                   |   |  |     |
|-------------------|---|--|-----|
| 2 産業の振興<br><br>観光 | (10)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>第1次産業<br><br>商工業・6次産業化 | 基幹水利施設管理事業<br><br>浦臼地区<br><br>土地改良区と連携し、大規模で公共性の高い揚水機場等の水利施設の効用を適正に發揮できるよう管理することにより、水田農業の基盤安定と振興を図ることにより農業の活性化に資する。                      | 町   |
|                   |   | 国営造成施設管理体制整備促進事業<br><br>食料生産基盤としての機能のみでなく、水資源のかん養や洪水防止など多面的機能を有する水利施設を地域全体の共通資本と捉え、地域住民と連携のもとその管理体制を強化することにより、農業の振興のみならず、集落機能の活性化にも寄与する。 |     |
|                   |   | 中小企業振興事業<br><br>本町における中小企業の自主的な経営努力を助長し、企業の近代化、事業の拡大、雇用の促進を図るために必要な助成を行い町経済の発展と町民生活の向上に資する。  |     |
|                   |   | 地域活性化事業<br><br>浦臼町商工会が特産品消費拡大事業及び町民向けの小規模イベントを実施することにより、商店街等の活性化を図る。   |     |
|                   |   | エゾシカ肉購入助成事業<br><br>エゾシカ肉普及を目的に町内飲食店及び小売店に仕入れ補助を実施し、地域ブランドの認知度向上と地域経済の創出を図る。  | 商工会 |
|                   | 観光  | 観光PR事業<br><br>浦臼町観光大使「臼子ねえさん」を活用し、道内外へ町の特産品やイベントをPRし、浦臼町の認知度の向上とイメージアップを図る。  | 町   |
|                   |   | 観光施設運営事業<br><br>浦臼温泉や道の駅の運営管理を行い、観光資源PRを図り、関係人口の創出をめざす。  | 町   |
|                   |   | 観光振興対策事業<br><br>観光協会やイベント実行委員会等に対する補助を行い観光拠点施設と一体となったイベント開催による観光入込客数の増加を図る。  | 町   |
|                   |   |  |     |

|         |         |                                   |   |  |
|---------|---------|-----------------------------------|---|--|
| 2 産業の振興 | (11)その他 | 有害鳥獣駆除対策事業<br>食害防止・箱わな購入外         | 町 |  |
|         |         | 食肉加工施設<br>減量化施設維持管理               | 町 |  |
|         |         | 農産物加工施設運営事業<br>農産物処理加工施設管理運営業務委託料 | 町 |  |
|         |         | 商工振興事業<br>商工振興事業補助金               | 町 |  |
|         |         | 鶴沼公園等施設管理事業<br>鶴沼公園等管理業務委託料       | 町 |  |

#### ( 4 ) 産業振興促進事項

##### 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業 種                            | 計画期間                    | 備 考 |
|----------|--------------------------------|-------------------------|-----|
| 浦臼町全域    | 製造業、情報サービス業等、<br>農林水産物等販売業、旅館業 | 令和8年4月1日～<br>令和13年3月31日 |     |

##### 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

#### ( 5 ) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、浦臼町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 4 . 地域における情報化

### ( 1 ) 現況と問題点

スマートフォンやタブレット端末の普及、SNSの活用拡大などにより、情報通信環境は引き続き高度化しており、ロボット・AI・IoTなどの活用が身近な生活・産業の基盤となり、Society5.0の実現を視野に入れた地域社会の変革が本格化している。

本町では、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が進み、行政内部においても庁内LANの整備、住民情報や各種申請の電子化を推進しており、住民サービスの利便性向上や事務の効率化を図ってきた。

近年では、マイナンバー制度の運用が定着する中、個人情報・行政情報の適正管理や行政事務の効率化、情報セキュリティの高度化などに取り組んできた。

また、ICTの発達と普及により情報の発信や入手は格段に容易となり、医療・観光・教育など多様な分野での活用が求められている。本町においても小中学校のデジタル教育を一層推進するため、端末の整備・充実はもちろん、教職員のICT活用能力向上にも取り組んでいる。

町内では、通信インフラの整備が一部地域にとどまっていた状況を克服し、町内全域での高速通信環境の確保が進展してきている。

今後、人口減少や高齢化が進行し、自治体の職員が減少傾向にある中、行政において未来技術を積極的・効果的に活用し、行政のデジタル化を進めることで、将来的には町と住民間における双方向サービスの効率化を図ることが望ましいと考える。

### ( 2 ) その対策

多分野におけるICTの活用、行政情報ネットワークの整備による業務の高度化・効率化を促進する。

事務のさらなる効率化と質の高いサービスの提供に向け、AIやRPAなどの導入・自治体DXを推進する。

電子自治体の構築に向け、自治体クラウドやガバメントクラウドによるコスト削減や災害時におけるシステム稼働体制の強化に努める。

情報化関係研修への参加を推進し、デジタル人材の育成・確保を行う。

地域の情報発信やコミュニティの形成・拡大を行う。

テレワークなど多様なライフスタイルを支援する環境づくりを推進する。

### (3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------|----------------------|----------|----|
| 4 地域における情報化   | (3)その他       | 強靭化サーバー・ネットワーク機器更新事業 | 町        |    |
|               |              | LGWANネットワーク機器更新事業    | 町        |    |
|               |              | L2スイッチ更新事業           | 町        |    |
|               |              | シンクライアント端末更新事業       | 町        |    |

## 5 . 交通施設の整備、交通手段の確保

### ( 1 ) 現況と問題点

#### ア 道 路

道路は、住民の日常生活を支える基盤であるとともに、町の持続的な発展と産業振興を支える要である。

町内には、札幌市を起点とする国道275号が縦貫しており、この国道に接続している道道3路線、幹線町道43路線、その他町道79路線が町内を縦横に網羅され、広域連携と地域内の移動経路を確保している。

令和3年度からは道道浦臼停車場線を町で管理する道道とし、周辺道路と一体管理することで除排雪などを含めた維持管理の効率化を図っている。

町道については、幹線町道総延長81.5km、その他町道の総延長78.4kmで、舗装率は幹線町道が56.5%、その他町道は21.9%で、舗装道路の老朽化が進み、改修も含む適切な維持管理が求められる。

さらに、本町で管理している橋梁は70橋あり、道路改良や橋梁整備事業により事業を進めてきたが、経年劣化等により老朽化が進んでいる橋梁もあり、令和4年に浦臼町橋梁個別施設計画を策定し、計画的に維持補修を実施している。

冬期間の除雪は、生活の安全・快適性を確保する観点から、町道除雪路線として93.7kmを整備し、市街地においては適時排雪を実施している。歩道については、学校の通学路を除き冬期間閉鎖された状態である。冬期間の交通路線確保と安全性向上のため、除雪機械の整備と除排雪体制の充実強化を図る必要がある。

#### イ 交 通

公共交通は、住民や観光客の移動手段として欠かすことのできない重要な社会基盤である。

本町の公共交通機関は、民間バス会社の路線バスが運行されているほか、町営バス、デマンド交通を組み合わせた運行体系を継続しており、地域住民の移動ニーズを支える役割を果たしている。また、乗合タクシーの運行も引き続き地域住民の公共交通を確保する重要な手段として機能している。

近年は人件費の高騰や人口減少に伴う利用者減少、路線拡大等の影響により地域公共交通運行経費が増大している。

また、交通弱者の身近な移動手段の利便性向上が喫緊の課題となっているため、デマンド交通の運用拡大や交通弱者支援の充実、そして公共交通空白地域を解消等に向けた総合的な交通体系の構築が求められている。

### 道路状況

| 区分  | 路線数 | 延長       | 改良済     |        | 舗装済     |        |
|-----|-----|----------|---------|--------|---------|--------|
|     |     |          | 延長      | 改良率    | 延長      | 舗装率    |
| 国 道 | 1   | 11.9 km  | 11.9 km | 100.0% | 11.9 km | 100.0% |
| 道 道 | 3   | 4.3 km   | 4.3 km  | 100.0% | 4.3 km  | 100.0% |
| 町 道 | 122 | 159.9 km | 98.0 km | 61.3%  | 63.3 km | 39.6%  |

(資料 令和7年4月1日現在 道路現況調査)

### (2) その対策

主要幹線道路の整備を促進し、道路交通網の充実を図る。

国道275号の拡幅及び交通安全施設の整備を推進する。

町道の除排雪体制の強化を図るとともに、除雪機械の整備充実を図る。

高齢者等交通弱者に配慮したバス路線確保等、生活交通対策の充実。

民間運行事業者への要請や調整を行い、現行路線を維持する。

### (3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分         | 事 業 名<br>(施設名) | 事業内容                             | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------------------|----------------|----------------------------------|----------|----|
| 4 交通施設の整備、交<br>通手段の確保 | (1)市町村道<br>道 路 | 中村西7線改修工事<br>L=110.0m            | 町        |    |
|                       | 橋りょう           | 宮下線他道路舗装工事                       | 町        |    |
|                       |                | JR踏切部道路改良工事                      | 町        |    |
|                       |                | 橋梁長寿命化計画に伴う橋梁補修委託・工事<br>補修工 委託一式 | 町        |    |
|                       | (8)道路整備機械等     | 雪害建設機械整備事業<br>除雪ロータリー            | 町        |    |

|                   |                          |  |   |  |
|-------------------|--------------------------|--|---|--|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9)過疎地域持続的発展特別事業<br>公共交通 | 生活交通対策事業<br>(月形浦臼線・浦臼砂川線)<br>民間交通事業者の撤退に伴い、交通弱者に配慮した公共交通手段の確保のため、民間バス事業者の運行経費に対し補助を行う。   | 町 |  |
|                   |                          | 町営バス運行事業<br>(浦臼滝川線・浦臼砂川線【一部】)<br>民間交通事業者の撤退に伴い、交通弱者に配慮した公共交通手段の確保のため、持続可能な町営バス運行をし、過疎地域交通の確保に資する。  | 町 |  |
|                   |                          | 生活交通対策事業<br>(タクシー利用券発行事業)<br>高齢者等交通弱者に対する交通手段の確保が課題であり、バス路線と共に重要な生活交通手段となっているタクシーをより利用しやすくするため、利用券を発行し、過疎地交通の確保に資する。                               | 町 |  |
|                   |                          | 乗合タクシー運行事業<br>高齢者等歩行に困難を感じている者に対する交通手段の確保が課題であり、ドアトウドアでの交通が求められている。そのため、町内の主要施設に連絡する乗合タクシーを運行し、交通の確保に資する。  | 町 |  |
|                   |                          | 一般タクシー運行事業<br>高齢者等歩行に困難を感じている者に対する交通手段の確保が課題であり、ドアトウドアでの交通が求められている。そのため、一般タクシーを運行し、交通の確保に資する。  | 町 |  |
|                   | その他                      | 町道維持管理事業<br>本町の町道の多くは、アスファルト系簡易舗装となっており、豪雪地であるとともに基幹産業が農業であることから除雪車両や大型農業機械の通行が多く、路面等補修や法面補修等適切な維持補修を実施することにより、町道の長寿命化が図られ、安心かつ安全な生活道路を確保することができる。 | 町 |  |

#### ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路、橋りょう、河川、下水道といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討し、その結果から施設の重要度に応じた、個別の維持管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定する。

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定し実施する。

施設の状況や財政状況等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定し実行する。

## 6 . 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上下水道

本町の水道事業は、ほぼ町内全域を給水区域として西空知広域水道企業団で行っており、令和7年9月末現在の給水人口は1,531人、給水件数は683件となっている。

人口減少と高齢化の進行により、今後は給水量と料金収入はともに減少していくことが見込まれることから、一層のコスト縮減を図るとともに、安定的かつ健全な経営を維持していく必要がある。

一方、下水道事業は、石狩川流域関連公共下水道として平成9年度より整備を行い、令和7年3月末現在、認可面積102.5haに対し、100.9haの整備が完了し、整備率は約98%となっている。

引き続き生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、水洗化の促進は継続的な課題である。また、公共下水道施設の効果的・効率的な維持管理による経営の健全化を図るとともに老朽化対策を進める。

また、これら公共下水道整備地域以外においては、浄化槽設置整備補助事業を通じた水洗化を進めているが、浄化槽の設置や管理に対する意識が必ずしも高くない状況にあり、合併処理浄化槽の設置を引き続き促進する一方で、適正な管理を確保するための啓発・指導の強化を図る。

#### イ 公営住宅等の整備状況

本町の公営住宅等は、定住人口の安定と地域の活力維持に直結する重要な基盤であり、人口動態の変化に対応した計画的な整備を継続して進めている。

令和7年3月末で管理している公営住宅等は、公営住宅が140戸、特定公共賃貸住宅が41戸、合計181戸となっている。

今後は、浦臼町公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化する住宅の改修工事を実施し、現在のニーズに沿った安心で快適な生活環境の整備に寄与していくとともに、子どもから高齢者、障がい者まですべての住民が安全に安心して暮らせる環境づくりを促進する。

## ウ 消防施設の整備状況

本町の消防・救急体制は、浦臼町、砂川市、奈井江町、上砂川町の1市3町で構成する砂川地区広域消防組合による広域的な体制のもと、奈井江・浦臼支署が本町の業務を行っている。消防団については、3分団で構成されている。

統合庁舎は奈井江町に設置されており、火災・救急出動時の到着時間など住民の不安解消を図るため連携強化に努めている。令和2年11月に浦臼消防団本部の建替えを行い、近年全国で多発している自然災害に対し、対応の迅速化、消防団の活動促進などソフト・ハード両面の一体的な強化を図った。

今後も、救急活動の高度化を目指し、専門的知識を有する人材の育成など、年次計画に沿った施設や装備の整備充実を図っていく。

## エ 公園・緑地等快適環境施設の整備状況

働き方改革の進展と休暇取得促進により人々の余暇時間が増え、観光需要が一層高まっている。本町では、長年親しまれている鶴沼公園を基軸とし、オートキャンプ場、テニスコート、日本庭園などの整備を進め、その魅力を一層充実させてきた。また、平成11年には開町100年を記念して「いこいの森公園」を整備した。

今後は、本町の豊かな資源を活かす、自然志向の観光振興や、美しい農村景観の保全を通じて、緑のあるまちとしての価値を国内外へ発信し、地域振興へつなげていく取り組みが求められる。

## オ 塵芥処理施設の整備状況

本町のごみは、民間業者に収集を委託しており、本町を含む近隣2市3町からなる砂川地区保健衛生組合の施設と中・北空知5市9町からなる中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設で処理を行っている。各施設では資源化可能なものを分別・リサイクルし、可燃ごみと生ごみについては、熱や発生ガスを発電に利用している。

今後も、ごみの排出動向の変化と廃棄物・リサイクル関連法の改正動向を踏まえつつ、広域的なごみ処理体制の充実を進めるとともに、町民の理解と協力を得て、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止対策などを推進する必要がある。

一方、快適で衛生的な生活環境を維持するためには、円滑なし尿処理も重要な課題である。

本町におけるし尿の収集は町内指定業者が担当し、処理は平成27年度から石狩川流域下水道組合6市6町により建設した奈井江浄化センターで行っている。今後も円滑なし尿収集体制を維持するとともに、広域的連携のもと、処理施設の適正管理・有効活用に努める必要がある。

## (2) その対策

下水道供用区域外地域の浄化槽設置整備の促進。

公営住宅等の維持管理・整備の促進。

廃棄物の広域処理・適正処理の推進。

快適な生活環境、衛生的な生活環境の維持。

## (3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|----------------------|--|----------|----|
| 5 生活環境の整備     | (2)下水処理施設<br>その他     | マンホールポンプ更新工事<br>ポンプ及び分電盤更新・実施設計・ストックマネージメント策定 一式 | 町        |    |
|               | (3)廃棄物処理施設<br>ごみ処理施設 | 一般廃棄物最終処分場屋上防水シート補修事業                            | 町        |    |
|               |                      | 一般廃棄物最終処分場外壁塗装、漏水検知システム、水処理施設計装監視盤更新事業           | 町        |    |
|               |                      | 一般廃棄物最終処分場電気計装設備補修事業                             | 町        |    |
|               |                      | 一般廃棄物最終処分場漏水検知システム更新事業                           | 町        |    |
|               |                      | 砂川地区保健衛生組合長寿命化等更新事業(生ごみ粉碎分別機・発電機)                | 組合       |    |
|               | (5)消防施設              | 消防自動車整備事業(ポンプ水槽車)                                | 組合       |    |
|               |                      | 消防自動車整備事業(広報輸送車)                                 | 組合       |    |
|               |                      | 消防自動車整備事業(高規格救急自動車)                              | 組合       |    |
|               | (6)公営住宅              | 中央団地外構舗装   | 町        |    |
|               |                      | 中央団地内部改修事業                                       | 町        |    |
|               |                      | さくら団地屋上防水等改修事業                                   | 町        |    |
|               |                      | スパーク・21内部改修事業                                    | 町        |    |

|           |                  |  |   |  |
|-----------|------------------|--|---|--|
| 5 生活環境の整備 | (7)過疎地域持続的発展特別事業 | 浄化槽整備設置事業<br>本町の水洗化率は全国平均を大きく下回っていることから下水道区域外の世帯を対象として合併処理浄化槽設置費を補助することにより、水洗化率の向上・地域の快適な生活環境の整備に寄与する。     | 町 |  |
|           | 危険施設撤去           | 公共施設解体事業<br>(田園空間博物館)(地力増進施設)<br>(職員住宅解体事業)<br>町内における老朽建物等を解体し、災害時における被害拡大の防止し、景観保全及び町民の安心かつ安全な生活環境の確保を図る。 |   |  |

#### ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合

公営住宅等は浦臼町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修や建設を行い、安心で快適な生活環境整備に努めている。

公共施設等は公共施設等総合管理計画等に基づき、老朽化により危険が生じる建物は現状を把握し解体・撤去を行い、安全な生活環境の確保を図る。

## 7 . 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### ( 1 ) 現況と問題点

#### ア 子育て支援

核家族化の進展、地域産業構造転換や働き方の多様化が進む中で、高齢化とともに少子化は地域社会の重大な課題となっており、人口動態の変化が地域の産業・生活基盤に与える影響が懸念されている。

本町はこれまで、「浦臼町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育施設等の計画整備、質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供、地域子育て支援の充実に向けた施策を推進してきた。

また、平成30年度には幼保連携型認定こども園なかよしを開園、子育て世代包括支援センターを保健センター内に開設し、子育てに関する悩みや困りごとなどの相談に応じるとともに情報提供等を行っており、令和8年度からはこども家庭センターとして引き続き相談業務や虐待防止対策に努めていく。

放課後児童の安心・安全な居場所の確保や健全な育成を図るため「子ども広場」を設置している。

こうした取組は一定の成果を挙げているものの、出生率の低下、非婚化・晩婚化に伴う未婚化の増加など少子化の課題はなお多い。将来を見据え地域全体で安心して出産・子育てをすることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進する。

#### イ 高齢者福祉

本町は、これまで平成5年度に特別養護老人ホーム(30床)、平成24年度に地域密着型特別養護老人ホーム(20床)を開設し、在宅介護が困難な高齢者を支える福祉の充実を図ってきた。デイサービスやショートステイなど在宅支援サービスの提供を通じ、在宅福祉体制の充実と地域包括ケアシステムの推進を同時に進めている。

また、高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、健康づくり事業や老人クラブへの助成、文化・教養活動の推進といった社会参加活動の機会充実を図っている。

介護保険の運用は、制度開始当初より空知中部広域連合(1市5町による広域連携)で事務を行っており、相談支援、権利擁護、ケアマネジメント等の包括的支援事業を空知中部広域連合から委託を受けて実施している。

近年の高齢化の進行に伴い、介護・支援を必要とする高齢者、認知症高齢者、独居高齢者等の増加が予測されるため、高齢者福祉・介護の充実は引き続き町全体の重要な課題となっている。

このため、関係機関や広域的な連携を一層強化し、地域の実情に即した施策を計画的に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めていく必要がある。

## (2) その対策

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの成長に合わせた切れ目のないきめ細やかな支援事業の促進。

高齢者の健康、生きがいづくり事業の推進。

社会福祉法人と連携し、介護サービスの確保と高齢者生活支援の充実を図る。

## (3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分                         | 事業名<br>(施設名)                     | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------------------------------|----------------------------------|---|----------|----|
| 6 子育て環境の確保、<br>高齢者等の保健及び福祉<br>の向上及び増進 | (7)市町村保健センター及<br>びこども家庭センター      | 保健センター改修事業  | 町        |    |
|                                       | (8)過疎地域持続的発展特<br>別事業<br><br>児童福祉 | 乳幼児・児童及び生徒医療費扶助事業<br><br>基金積立<br><br>満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最<br>初の3月31日までの医療費無料化の拡大を繼<br>続して実施し、本事業をより推進することに<br>より子育て支援・定住促進に寄与する。 | 町        |    |
|                                       |                                  | 保育料助成事業<br><br>基金積立<br><br>保育施設を利用する児童の保護者に対し、保<br>育料及び給食費を助成することにより、家庭<br>の経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長<br>に寄与するとともに、子育て支援及び定住促<br>進を図る。  | 町        |    |

|                               |                          |   |   |  |
|-------------------------------|--------------------------|---|---|--|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>児童福祉 | 出産記念品事業<br>子の誕生を祝福し出産祝い金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援及び定住促進を図る。  | 町 |  |
|                               |                          | ベビー用品貸出等支援事業<br>乳幼児等子育て用品のリース代を助成することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、乳幼児の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。   | 町 |  |
|                               |                          | 乳幼児紙おむつ等購入費助成事業<br>乳幼児の紙おむつ等の購入費用を支援することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、乳幼児の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。  | 町 |  |
|                               | 高齢者・障害者福祉                | 高齢者生活支援事業等委託事業<br>(配食サービス) (安否確認サービス)<br>(除雪サービス)<br>高齢者等が住み慣れた地域において自立した生活を営めるよう必要な支援を行うため、各種事業を社会福祉協議会に委託して実施する。高齢化社会に対応したきめ細かなサービスを提供することにより高齢者等の保健福祉の増進を図り、福祉のまちづくりを推進する。 | 町 |  |
|                               |                          | 医療費扶助事業<br>(重度心身障害者) (ひとり親家庭等)<br>基金積立<br>重度心身障害者やひとり親家庭等の医療費を助成し、低所得者層の支援を行うことにより対象世帯の健康増進と福祉の向上に資する。  | 町 |  |
|                               | 健康づくり                    | 予防接種事業<br>法定予防接種及びインフルエンザ等任意予防接種の接種者への費用を助成し、接種率の向上・疾病予防意識の高揚を図ることにより、健康の増進さらには医療費抑制に資する。   | 町 |  |
|                               |                          | がん検診事業<br>各種がん検診の費用を助成し、受診率向上の啓発を行うことにより、早期発見・早期治療による医療費の抑制、疾病予防の推進を図り、住民の福祉の向上と健康増進に寄与する。  | 町 |  |
|                               |                          |   |   |  |

|                               |                           |   |   |  |
|-------------------------------|---------------------------|---|---|--|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>健康づくり | 一般・特定不妊、不育症治療費助成事業<br>経済的負担により子を持つことを諦めざるを得ない状況を減らすため、治療費用の一部を助成し、少子化の抑制を図る。  | 町 |  |
|                               |                           | 妊産婦健康診査事業<br>公費負担の拡充により妊産婦の経済的負担の軽減、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、少子化の抑制と出産・子育てを支援し過疎対策に資する。  | 町 |  |
|                               |                           | その他<br><br>社会福祉協議会補助金<br>(地域福祉事業費補助金)<br>地域における各種ボランティア活動やふれあい広場等の地域福祉事業を実施する町社会福祉協議会に対し、その事業費について補助をおこなうことにより、福祉の増進のみならず、世代間交流や福祉活動を通じた地域の活性化に資する。 |   |  |
|                               | (9)その他                    | 社会福祉法人等利用者負担軽減事業<br>高齢化の進展による介護サービスへの需要の高まりから介護サービスの質や量の確保が求められており、生計困難者等の低所得者に対し本事業を実施し、すべての高齢者のニーズに合った介護サービスが利用可能となり、高齢者等の福祉の向上に資する。              |   |  |
|                               |                           | 広域保育施設入所事業<br>共働き世帯等支援及び少子化対策   | 町 |  |

#### ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、浦臼町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## **8 . 医療の確保**

### **( 1 ) 現況と問題点**

本町の医療機関については、町立診療所と町立歯科診療所があり、いずれの診療所も指定管理方式により運営している。

町立診療所は建設から 50 年あまりが経過したため建替を実施し、令和 7 年度に完了した。

（外構工事を今後実施予定）

これまで医師の確保や医療機器の整備等を実施し診療所の充実を図っているが、疾病構造の多様化、生活習慣病やその予備群の増加、高齢化の急速な進行等に伴い医療ニーズは高度化・専門化していくことが予想されているため、これらへの対応が大きな課題となっている。

このため、地域医療機関として、継続的な医師の確保を図るとともに、母子保健分野など保健福祉事業との連携や町外専門医療機関との連携の強化、医療機器の整備や医療内容の充実を図る必要がある。

救急医療体制については、輪番制や休日当番制など医療圏域による連携や中核医療機関である砂川市立病院により 24 時間対応できる体制が整備されているが、引き続き安全・安心な救急医療体制を継続できるよう広域的な連携を推進する必要がある。

### **( 2 ) その対策**

町内医療施設および機器等の整備。

母子保健分野など保健福祉事業との連携や町外専門医療機関との連携の強化。

安全・安心な救急医療体制の確保。

### (3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)                | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------------|---|----------|----|
| 7 医療の確保       | (1)診療施設<br>診療所              | 町立診療所外構工事<br><br>歯科診療所レセプトコンピュータ導入事業<br><br>町立診療所電子カルテ更新事業  | 町        |    |
|               | (3)過疎地域持続的発展特<br>別事業<br>その他 | 救急医療確保対策事業<br>・病院群輪番制運営事業負担金<br>・救急医療啓発普及費負担金<br>・小児救急医療支援運営事業負担金<br><br>救急医療・小児救急の確保対策に係る広域的取組みに参画し、住民の安心で安全な暮らしの維持に努める。 | 町        |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、浦臼町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 9 . 教育の振興

### ( 1 ) 現況と問題点

#### ア 小中学校

本町には、浦臼小学校、浦臼中学校が設置されているが、少子化の影響により児童数・生徒数は減少の一途をたどり、令和7年度の学校基本調査では小学校の児童が60名、中学校の生徒が39名となっている。

学校施設については、平成25年に中学校の建替、平成27年に小学校の大規模改修工事を行い、それ以降においても学校施設の整備を実施している。

また、グローバル化の進展による厳しい挑戦の時代を生き抜く資質・能力を備える人材育成に向けて、プログラミング教育が必修化されるなど、情報活用能力が言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられており、情報技術を活かした授業を推進するため、GIGAスクール構想により令和2年度に整備した通信ネットワーク環境及び1人1台割り当てた端末と、電子黒板・電子教科書とを組み合わせて授業に活用し授業の理解度向上を図るなど、ICTを活用した教育の指導体制の充実、きめ細やかな指導体制の整備、個に応じた指導の充実に努める。

#### イ 社会教育

本町では、幼児から高齢者までに様々な学習機会を提供するため、各種事業を実施しているが、人口減少や高齢化に伴い参加人数は減少している。

このため、現行事業の内容の見直しや外部講師を招致した新規事業の実施、社会教育団体への活動支援により、町民が自主的に活動できる環境づくりを積極的に推進する必要がある。

また、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、特に急速な情報化の進展により、インターネットを悪用した犯罪に巻き込まれる可能性が高まっている。地域や関係団体と連携・協力体制を構築し、青少年の非行防止や有害情報の排除など健全育成に努めているが、継続して地域の教育力の向上を図り、見守り体制を強化して青少年の健全育成に努める必要がある。

スポーツ事業は、公共施設等総合管理計画に基づきスポーツ施設や集会施設の適正な維持管理を行い、健康増進事業やスポーツ大会を開催していく。

## 学校の状況

| 学校名   | 児童数<br>生徒数 | 学級数 |          | 教員数 |
|-------|------------|-----|----------|-----|
|       |            | 単式  | 特別<br>支援 |     |
| 浦臼小学校 | 60人        | 6   | 2        | 12人 |
| 浦臼中学校 | 39人        | 3   | 2        | 14人 |

(資料 令和7年5月1日現在 学校基本調査)

## (2) その対策

- 安心・安全で適切な学校施設の維持管理を推進。
- 質の高いICT教育の指導体制の充実。
- JETプログラムを活用したALTによる英語教育の推進。
- 生涯学習プログラムの充実及び地域団体・ボランティアの育成。
- 青少年の健全育成及び体制の充実。
- 集会施設、体育施設の維持管理。

## (3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容              | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|---------------|-------------------|----------|----|
| 8 教育の振興       | (1)学校教育関連施設   | 小学校LED化事業         | 町        |    |
|               |               | 中学校LED化事業         | 町        |    |
|               |               | 小学校体育館カーテン整備事業    | 町        |    |
|               |               | 中学校グラウンド整備事業      | 町        |    |
|               |               | 小学校駐車場整備事業        | 町        |    |
|               | (3)集会施設、体育施設等 | 農村センター改修事業        | 町        |    |
|               |               | 鶴沼改善センター改修事業      | 町        |    |
|               |               | ふれあいの家改修事業        | 町        |    |
|               |               | ふるさと活性化センター改修事業   | 町        |    |
|               |               | B & G海洋センタ - 改修事業 | 町        |    |
|               |               | ふるさと運動公園野球場改修事業   | 町        |    |

|         |                                   |   |   |
|---------|-----------------------------------|---|---|
| 8 教育の振興 | (4)過疎地域持続的発展特別事業                  | 総合的学習等活動支援事業<br>小中学校において児童や生徒が自発的・横断的な課題学習に取り組めるようスクール学習や調理実習を兼ねた体験学習など少人数学級に対応したきめ細かな総合的教育の実施を支援し、将来を担う子ども達の資質や能力を育む。                  | 町 |
|         | 浦臼町子ども広場運営事業                      | 学校開設中や長期休業中に地域の児童に安心と安全な居場所づくりを提供し、「地域の宝」である子ども達の健やかな育みを促進するとともに学習やスポーツ・地域住民との世代間交流を通じた人材育成を図る。   |   |
|         | 高齢者大学みどり学園運営事業                    | 少子・高齢化等過疎化の進む本町において高齢者がもつ知識や技能は地域の貴重な財産であり、世代間交流を通じた活動においてその役割は非常に大きいものがある。また生涯学習の推進も図られ、高齢者が住み慣れた地域で充実した生活が営めるように支援することにより、地域の活性化に資する。 |   |
|         | 高等学校通学等支援助成金交付事業「併用型」<br><br>基金積立 | 本町には、高等学校等がないため、近隣市町の高等学校へ通学しており、保護者の経済的負担となっている。こうした状況を踏まえ、就学支援の観点から安心して子育てのできる環境を整備し、子育て世代の町外流出を防ぎ、過疎地域の持続的発展に資する。                    |   |
|         | 高等学校情報機器支援                        | 高校入学者から必要となるタブレット等の情報通信端末の購入費用を助成し、保護者の経済的な負担軽減を図り、過疎地域におけるICT活用の早期形成、地域全体の学力向上を図る。   |   |

|         |                         |   |   |  |
|---------|-------------------------|---|---|--|
| 8 教育の振興 | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br>その他 | パソコン・タブレット更新<br>(小学校・中学校)<br>ICT機器の更新により、AIドリル等による学習促進、ICT教育・教育DX推進をすることで、児童生徒の情報活用能力の向上と学力向上に繋げ、過疎地域におけるICT活用の早期形成、基盤整備を進める。 | 町 |  |
|         |                         | 学校給食費助成事業<br>児童及び生徒の学校給食に係る費用を支援することにより、当該経費を負担する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育て支援を図る。                                   | 町 |  |
|         |                         | 各種検定料助成事業<br>対象の検定を受けた児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒の基礎学力の向上及び学習意欲の向上を図る。  | 町 |  |
|         | (5)その他                  | 外国语指導助手招致事業<br>A L T 招致による英語教育の推進   | 町 |  |

#### ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合

集会施設や体育施設は町内外から多くの利用があり、住民の憩いや健康増進の場としてニーズが高いため、当該計画に基づき計画的に整備を図っていく。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町の集落は、南北12kmにわたる国道275号に沿って鶴沼、浦臼、晩生内の3地区に14の行政区があり、これまでそれぞれ市街地が形成されて生活圏を構成してきたが、少子高齢化や人口減少等に伴い、コミュニティ活動が停滞傾向にある。

コミュニティ意識の高揚や人材の育成、町内会活動の支援などコミュニティ形成に向けた取り組みを進めていくことが必要となっている。

住民主体の活気あるまちづくりを促進するほか、大規模災害発生時には地域での支え合い、助け合いが重要であることから、コミュニティ機能の再生が求められている。

### (2) その対策

集落機能の維持・活性化に資する町内会等の活動支援

コミュニティ活動の支援

### (3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                    | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------|-------------------------|----------|----|
| 9 集落の整備       | (3)その他       | 町内会助成事業<br>自治会活動に対する交付金 | 町        |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備に関する事業は、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら実施する。

## 11. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本町では、町民が文化芸術とふれあう機会を創出するため、幼児から高齢者までのあらゆる世代へ向けた芸術・音楽鑑賞会を実施するとともに、町民の自主的な活動の促進、芸術・芸能発表機会の創出に向け、文化祭実行委員会や文化協会への支援を実施している。

しかし、伝統芸能の保存、伝承が困難となるなどの課題も生じていることから、今後も関係団体との連携を密にしながら文化芸術をさらに身近なものとして定着させるとともに、自主的な活動や活動成果を発表できる環境づくりを進めつつ、質の高い鑑賞会の開催や文化芸術団体等への支援を継続する必要がある。

また本町は、坂本龍馬家のゆかりの地であり、甥にあたる坂本直寛が入植したとされる史跡・場所がある。郷土史料館には坂本龍馬に関わるゆかりの品物が保存されており、貴重な文化財として保護・展示することにより、まちおこしの一助となることが期待されている。

今後も、文化財の適切な保存に努めるとともに、施設の計画的な改修、また、展示方法の改善や企画展の開催など、文化財の有効活用を図り、町民の郷土に対する理解や関心をさらに高め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめるよう努めていく。

### (2) その対策

町民の自主活動の促進、文化意識の高揚。

芸術・芸能発表会や芸術鑑賞事業の実施。

郷土史料館の充実とまちおこしへの活用。

### (3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容         | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------|--------------|----------|----|
| 10 地域文化の振興等   | (1)地域文化振興施設等<br>地域文化振興施設 | 郷土史料館大規模改修事業 | 町        |    |

#### ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備に関する事業は、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら実施する。

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

本町は石狩川水系の河川や沼が多く点在し、うるおい豊かな水辺空間に恵まれるとともに、西部には樺戸連山が広がり、水と緑の優れた自然環境と豊かな景観を誇る。

このような豊かな自然を保護する取り組みとして、公共施設における節電、照明器具のLED化を進めてきたほか、一般住宅への太陽光発電システムの設置助成事業等の再生可能エネルギーの利活用事業を実施している。

地球温暖化による影響は本町にも及びつつあり、夏期の高温による健康被害や、農産物被害が懸念される。本町においても、町民の自主的な環境保全活動の促進や持続可能なエネルギー資源を活用した資源循環の仕組みの構築など、豊かな自然環境の保護と低炭素・循環型社会の実現に向けて積極的に取り組む必要がある

### (2) その対策

#### 地球温暖化対策の推進

- ・公共施設における節電や照明器具のLED化、町民への情報提供  
景観に配慮した再生可能エネルギーの導入の推進
- ・一般住宅への太陽光発電システム設置助成等住宅リフォーム補助事業の実施

## 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

豊かな緑の美しい農村景観は、地域住民の心を豊かにし、誇りと愛着を感じさせるばかりでなく、都市生活者に憩いと安らぎを与える貴重な自然財産である。

こうした、自然環境の保全を図り、町の特性や生活の条件に配慮しながら、美しい自然と調和したまちづくりを推進する必要がある。

少子高齢化が進行し地域の活力が減退する中ではあるが、若者の定住化を促進するため、結婚・出産・子育てに関する切れ目のない支援や、定住・移住の促進、超高齢社会に即した環境づくりを一層積極的に進めていくことが求められている。

住みやすいまちづくりを進めるための事業として、「浦臼町子ども・子育て支援事業計画」に基づいた子育て支援や学校給食費の無料化、高等学校通学等支援助成など保護者負担の軽減を図る事業、移住定住の促進を図るための住宅リフォーム助成、高齢者の生活支援事業等を開拓しており、事業継続のため基金の積み立てを行う。

### (2) その対策

#### 子育て支援事業

- ・乳幼児や児童等の医療費扶助、保育料助成
- ・学校給食費の無料化や高等学校通学等支援助成

#### 住宅環境整備の助成事業

- ・住宅リフォーム等の助成

#### 高齢者生活支援事業

#### 高等学校通学等支援助成金交付事業

(3) 計画

(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展<br>施策区分              | 事業名<br>(施設名) | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考 |
|----------------------------|--------------|--|----------|----|
| 12 その他地域の持続的<br>発展に関し必要な事項 |              | 住宅リフォーム等補助事業<br>基金積立<br>空き家等に対する除却工事費を補助し、安心かつ安全な生活環境を確保するとともに、新築やリフォーム等工事費を補助し、快適な住宅環境の整備を促進して人口流出を抑制する。また、町内企業への新たな経済効果も生み出し、本町の自立促進に資する。                        | 町        |    |
|                            |              | 乳幼児・児童及び生徒医療費扶助事業<br>基金積立<br>満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの医療費無料化の拡大を継続して実施し、本事業をより推進することにより子育て支援・定住促進に寄与する。  | 町        |    |
|                            |              | 保育料等助成事業<br>基金積立<br>保育施設を利用する児童の保護者に対し、保育料及び給食費を助成することにより、家庭の経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。  | 町        |    |
|                            |              | 医療費扶助事業<br>(重度心身障害者) (ひとり親家庭等)<br>基金積立<br>重度心身障害者やひとり親家庭等の医療費を助成し、低所得者層の支援をおこなうことにより対象世帯の健康増進と福祉の向上に資する。   | 町        |    |
|                            |              | 高等学校通学等支援助成金交付事業「併用型」<br>基金積立<br>本町においては、高等学校等の設置がないため、近隣市町の高等学校への通学等している現状であり、保護者の経済的負担となっている。こうした状況を踏まえ、就学支援の観点から安心して子育てのできる環境を整備し、子育て世代の町外流出を防ぎ、過疎地域の持続的発展に資する。 | 町        |    |

#### ( 4 ) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備に関する事業は、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら実施する。

## 事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展<br>施策区分             | 事 業 名<br>(施設名)                 | 事 業 内 容  | 事業主体 | 備 考 |
|---------------------------|--------------------------------|--|------|-----|
| 1 移住・定住・<br>地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>移住・定住  | 住宅リフォーム等補助事業<br>基金積立<br>空き家等に対する除却工事費を<br>補助し、安心かつ安全な生活環<br>境を確保するとともに、新築や<br>リフォーム等工事費を補助し、<br>快適な住宅環境の整備を促進し<br>て人口流出を抑制する。また、<br>町内企業への新たな経済効果も<br>生み出し、本町の持続的発展に<br>資する。 | 町    |     |
|                           |                                | 住宅取得助成事業<br>将来にわたり町内に生活基盤を<br>置くための施策を実施すること<br>により移住及び定住を促進し、<br>地域の活性化を図る。   |      |     |
|                           | 地域間交流                          | 友好交流町交流事業<br>(高知県本山町)<br>高知県本山町と交流の促進と産<br>業や教育を通じた情報交換を目的<br>として中学生・一般町民を対象<br>とした人的な相互交流の実施に<br>助成金を支給する。異なる風土<br>や文化に触れ、相互のまちづくりの一<br>助となり、それぞれの地域活性化・発展に資する。             | 町    |     |
| 2 産業の振興                   | (10)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>第1次産業 | 畜産振興資金利子補給費補助事業<br>畜産振興資金の利子分を補助す<br>ることにより畜産業の近代化・大<br>規模化を図り、担い手対策及び<br>農業の振興に寄与する。  | 町    |     |
|                           |                                | 農業経営基盤強化資金利子補給事業<br>農業経営基盤強化資金の利子分<br>を補助することにより、認定農<br>業者の経営安定と近代化を図る<br>とともに担い手の確保・農業活性<br>化に資する。  |      |     |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)               | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|---------------|----------------------------|---|------|----|
| 2 産業の振興       | (10)過疎地域持続的発展特別事業<br>第1次産業 | <p>農業活性化支援事業</p> <p>次代を担う農業経営者が行うスマート農業に要する経費や新規就農者に対する補助を行うことにより、担い手の確保・農業活性化に資する。</p>   | 町    |    |
|               |                            | <p>水稻直播栽培技術普及事業</p> <p>町内における主要作物である水稻について、直播栽培技術の導入を補助し、省力化・低コスト化を図ることで、休耕田等の有効活用に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>                          | 町    |    |
|               |                            | <p>営農対策協議会活動事業</p> <p>人口減少や高齢化により、農業の担い手不足が深刻化しており、地域組織である営農対策協議会において、6次産業化や、スマート農業の導入、新規就農者や農業後継者の育成を行うことで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>     | 町    |    |
|               |                            | <p>にんにく産地化支援事業</p> <p>基幹産業である農業において、将来にわたって持続可能な農業への取組として、新たな町主要作物であるにんにくの作付に補助を行うことで、新規特産品の開発を始め、農業振興及び活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 町    |    |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)               | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|---------------|----------------------------|--|------|----|
| 2 産業の振興       | (10)過疎地域持続的発展特別事業<br>第1次産業 | 地域資源プランディング事業<br>本町の農畜産物・観光資源など様々な資源を掘り起こしブランド化を支援することにより、基幹産業である農業において稼ぐ力を高め将来にわたって持続可能な農業が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。                | 町    |    |
|               |                            | 基幹水利施設管理事業<br>浦臼地区<br>土地改良区と連携し、大規模で公共性の高い揚水機場等の水利施設の効用を適正に發揮できるよう管理することにより、水田農業の基盤安定と振興を図り農業の活性化に資する。                               | 町    |    |
|               |                            | 国営造成施設管理体制整備促進事業<br>食料生産基盤としての機能のみでなく、水資源のかん養や洪水防止など多面的機能を有する水利施設を地域全体の共通資本と捉え、地域住民と連携のもとその管理体制を強化することにより、農業の振興のみならず、集落機能の活性化にも寄与する。 | 町    |    |
|               | 商工業・6次産業化                  | 中小企業振興事業<br>本町における中小企業の自主的な経営努力を助長し、企業の近代化、事業の拡大、雇用の促進を図るため必要な助成を行い町経済の発展と町民生活の向上に資する。   | 町    |    |

| 持続的発展<br>施策区分     | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|------------------------------|---|------|----|
| 2 産業の振興           | 商工業・6次産業化<br><br>観光          | 地域活性化事業<br><br>浦臼町商工会が特産品消費拡大事業及び町民向けの小規模イベントを実施することにより、商店街等の活性化を図る。                                      | 商工会  |    |
|                   |                              | エゾシカ肉購入助成事業<br><br>エゾシカ肉普及を目的に町内飲食店及び小売店に仕入れ補助を実施し、地域ブランドの認知度向上と地域経済の創出を図る。                               | 町    |    |
|                   |                              | 観光PR事業<br><br>浦臼町観光大使「臼子ねえさん」を活用し、道内外へ町の特産品やイベントをPRし、浦臼町の認知度の向上とイメージアップを図る。                               | 町    |    |
|                   |                              | 観光施設運営事業<br><br>浦臼温泉や道の駅の運営管理を行い、観光資源PRを図り、関係人口の創出をめざす。   | 町    |    |
|                   |                              | 観光振興対策事業<br><br>観光協会やイベント実行委員会等に対する補助を行い観光拠点施設と一体となったイベント開催による観光入込客数の増加を図る。                               | 町    |    |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>公共交通 | 生活交通対策事業<br><br>(月形浦臼線・浦臼砂川線)<br><br>民間交通事業者の撤退に伴い、交通弱者に配慮した公共交通手段の確保のため、民間バス事業者の運行経費に対し補助を行う。            | 町    |    |
|                   |                              | 町営バス運行事業<br><br>(浦臼滝川線・浦臼砂川線【一部】)<br><br>民間交通事業者の撤退に伴い、交通弱者に配慮した公共交通手段の確保のため、持続可能な町営バス運行をし、過疎地域交通の確保に資する。 | 町    |    |

| 持続的発展<br>施策区分     | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|--------------------------|--|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9)過疎地域持続的発展特別事業<br>公共交通 | <p>生活交通対策事業<br/>(タクシー利用券発行事業)<br/>高齢者等交通弱者に対する交通手段の確保が課題であり、バス路線と共に重要な生活交通手段となっているタクシーをより利用しやすくするため、利用券を発行し、過疎地交通の確保に資する。</p>                              | 町    |    |
|                   |                          | <p>乗合タクシー運行事業<br/>高齢者等歩行に困難を感じている者に対する交通手段の確保が課題であり、ドアトウドアでの交通が求められている。そのため、町内の主要施設に連絡する乗合タクシーを運行し、交通の確保に資する。</p>  | 町    |    |
|                   |                          | <p>一般タクシー運行事業<br/>高齢者等歩行に困難を感じている者に対する交通手段の確保が課題であり、ドアトウドアでの交通が求められている。そのため、一般タクシーを運行し、交通の確保に資する。</p>  | 町    |    |
|                   | その他                      | <p>町道維持管理事業<br/>本町の町道の多くは、アスファルト系簡易舗装となっており、豪雪地であるとともに基幹産業が農業であることから除雪車両や大型農業機械の通行が多く、路面等補修や法面補修等適切な維持補修を実施することにより、町道の長寿命化が図られ、安心かつ安全な生活道路を確保することができる。</p> | 町    |    |

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|------------------------------|---|------|----|
| 5 生活環境の整備                     | (7)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>生活   | 浄化槽整備設置事業<br><br>本町の水洗化率は全国平均を大きく下回っていることから下水道区域外の世帯を対象として合併処理浄化槽設置費を補助することにより、水洗化率の向上・地域の快適な生活環境の整備に寄与する。            | 町    |    |
|                               | 危険施設撤去                       | 公共施設解体事業<br>(田園空間博物館)<br>(地力増進施設)<br>(職員住宅解体事業)<br><br>町内における老朽建物等を解体し、災害時における被害拡大を防止し、景観保全及び町民の安心かつ安全な生活環境の確保を図る。    |      |    |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>児童福祉 | 乳幼児・児童及び生徒医療費扶助事業<br><br>基金積立<br><br>満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの医療費無料化の拡大を継続して実施し、本事業をより推進することにより子育て支援・定住促進に寄与する。 | 町    |    |
|                               |                              | 保育料等助成事業<br><br>基金積立<br><br>保育施設を利用する児童の保護者に対し、保育料及び給食費を助成することにより、家庭の経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。     |      |    |

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------|---|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>児童福祉 | 出産記念品事業<br>子の誕生を祝福し出産祝い金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援及び定住促進を図る。  | 町    |    |
|                               |                          | ベビー用品貸出等支援事業<br>乳幼児等子育て用品のリース代を助成することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、乳幼児の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。   | 町    |    |
|                               |                          | 乳幼児おむつ等購入補助事業<br>乳幼児の紙おむつ等の購入費用を支援することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、乳幼児の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図る。  | 町    |    |
|                               | 高齢者・障害者福祉                | 高齢者生活支援事業等委託事業<br>(配食サービス) (安否確認サービス)<br>(除雪サービス)<br>高齢者等が住み慣れた地域において自立した生活を営めるよう必要な支援を行うため、各種事業を社会福祉協議会に委託して実施する。高齢化社会に対応したきめ細かなサービスを提供することにより高齢者等の保健福祉の増進を図り、福祉のまちづくりを推進する。 | 町    |    |
|                               | 健康づくり                    | 医療費扶助事業<br>(重度心身障害者)(ひとり親家庭等)<br>基金積立<br>重度心身障害者やひとり親家庭等の医療費を助成し、低所得者層の支援を行うことにより対象世帯の健康増進と福祉の向上に資する。   | 町    |    |

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)           | 事業内容   | 事業主体        | 備考 |
|-------------------------------|------------------------|--|-------------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり | 予防接種事業<br>法定予防接種及びインフルエンザ等任意予防接種の接種者への費用を助成し、接種率の向上・疾病予防意識の高揚を図ることにより、健康の増進さらには医療費抑制に資する。  | 町           |    |
|                               |                        | がん検診事業<br>各種がん検診の費用を助成し、受診率向上の啓発を行うことにより、早期発見・早期治療による医療費の抑制、疾病予防の推進を図り、住民の福祉の向上と健康増進に寄与する。   | 町           |    |
|                               |                        | 一般・特定不妊、不育症治療費助成事業<br>経済的負担により子を持つことを諦めざるを得ない状況を減らすため、治療費用の一部を助成し、少子化の抑制を図る。   | 町           |    |
|                               |                        | 妊娠婦健康診査事業<br>公費負担の拡充により妊娠婦の経済的負担の軽減、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、少子化の抑制と出産・子育てを支援し過疎対策に資する。   | 町           |    |
|                               | その他                    | 社会福祉協議会補助金<br>(地域福祉事業費補助金)<br>地域における各種ボランティア活動やふれあい広場等の地域福祉事業を実施する町社会福祉協議会に対し、その事業費について補助をおこなうことにより、福祉の増進のみならず、世代間交流や福祉活動を通じた地域の活性化に資する。 | 社会福祉<br>協議会 |    |

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)            | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------------|--|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>その他 | 社会福祉法人等利用者負担軽減事業<br>高齢化の進展による介護サービスへの需要の高まりから介護サービスの質や量の確保が求められており、生計困難者等の低所得者に対し本事業を実施し、すべての高齢者のニーズに合った介護サービスが利用可能となり、高齢者等の福祉の向上に資する。 | 町    |    |
| 7 医療の確保                       | (3)過疎地域持続的発展特別事業<br>その他 | 救急医療確保対策事業<br>救急医療・小児救急の確保対策に係る広域的取り組みに参画し、住民の安心で安全な暮らしの維持に努める。<br>・病院群輪番制運営事業負担金<br>・救急医療啓発普及費負担金<br>・小児救急医療支援運営事業負担金                 | 町    |    |
| 8 教育の振興                       | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br>その他 | 総合的学習等活動支援事業<br>小中学校において児童や生徒が自発的・横断的な課題学習に取り組めるようスキー学習や調理実習を兼ねた体験学習等少人数学級に対応したきめ細かな総合的教育の実施を支援し将来を担う子ども達の資質や能力を育む。                    | 町    |    |
|                               |                         | 浦臼町子ども広場運営事業<br>学校開設中や長期休業中に地域の児童に安心と安全な居場所づくりを提供し、「地域の宝」である子ども達の健やかな育みを促進するとともに学習やスポーツ・地域住民との世代間交流を通じた人材育成を図る。                        | 町    |    |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)                | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------------|---|------|----|
| 8 教育の振興       | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>その他 | <p>高齢者大学みどり学園運営事業<br/>少子高齢化等過疎化の進む本町<br/>において高齢者がもつ知識や技<br/>能は地域の貴重な財産であり、<br/>世代間交流を通じた活動におい<br/>てその役割は非常に大きいもの<br/>がある。また生涯学習の推進も<br/>図られ、高齢者が住み慣れた地<br/>域で充実した生活が営めるよう<br/>に支援することにより、地域の<br/>活性化に資する。</p> | 町    |    |
|               |                             | <p>高等学校通学等支援助成金交付事<br/>業「併用型」<br/>基金積立<br/>本町には、高等学校等がないため、<br/>近隣市町の高等学校へ通学してお<br/>り、保護者の経済的負担となってい<br/>る。こうした状況を踏まえ、就学支<br/>援の観点から安心して子育てのできる<br/>環境を整備し、子育て世代の町外<br/>流出を防ぎ、過疎地域の持続的発展<br/>に資する。</p>        | 町    |    |
|               |                             | <p>高等学校情報機器支援事業<br/>高校入学者から必要となるタブレッ<br/>ト等の情報通信端末の購入費用を助<br/>成し、保護者の経済的な負担軽減を<br/>図り、過疎地域におけるICT活用の<br/>早期形成、地域全体の学力向上を図<br/>る。</p>  | 町    |    |
|               |                             | <p>パソコン・タブレット更新<br/>( 小学校・中学校 )<br/>ICT機器の更新により、AIドリル等<br/>による学習促進、ICT教育・教育DX<br/>推進をすることで、児童生徒の情報<br/>活用能力の向上と学力向上に繋げ、<br/>過疎地域におけるICT活用の早期形<br/>成、基盤整備を進める。</p>   | 町    |    |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)                | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------------|--|------|----|
| 8 教育の振興       | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>その他 | <p>学校給食費助成事業</p> <p>児童及び生徒の学校給食に係る費用を支援することにより、当該経費を負担する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育て支援を図る。</p> | 町    |    |
|               |                             | <p>各種検定料助成事業</p> <p>対象の検定を受けた児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒の基礎学力の向上及び学習意欲の向上を図る。</p>                          | 町    |    |